

## 岩手県小学生バレー ボール連盟規約

### 第1章 名 称

第1条 本連盟は、岩手県小学生バレー ボール連盟と称する。

### 第2章 目 的

第2条 本連盟は、県内における小学生バレー ボール団体を統括し小学生バレー ボールの発展を図り、もって、小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

### 第3章 事 業

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 小学生バレー ボール競技大会の開催
- 2 小学生バレー ボール教室の開催
- 3 小学生バレー ボールの指導者育成のための講習及び研修会の開催
- 4 小学生バレー ボールの審判員養成のための講習及び研修会の開催
- 5 小学生バレー ボールに関する競技規則及び施設用具等の調査研究
- 6 その他必要な事業

### 第4章 組 織

第4条 本連盟は、県内の小学生バレー ボール団体及び県内の各教育事務所管内毎に分割された地区小学生バレー ボール連盟等で組織する。  
ただし、実情に応じて各地区を分割、統合できるものとする。この場合、評議員会の承認を必要とする。

### 第5章 役 員

第5条 本連盟には、次の役員を置く。

- |         |     |         |             |
|---------|-----|---------|-------------|
| 1 会 長   | 1 名 | 5 常任理事  | 若干名         |
| 2 副 会 長 | 若干名 | 6 理 事   | 若干名         |
| 3 理 事 長 | 1 名 | 7 監 事   | 若干名         |
| 4 副理事長  | 若干名 | 8 評 議 員 | 各地区から推薦された者 |

2 本連盟には、最高顧問・名誉会長・名誉副会長・顧問及び参与を置くことができる。

第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第7条 会長は、評議員会で推薦する。

2 会長は、本連盟の業務を統括し、連盟を代表する。

第8条 副会長は、評議員会で推薦する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、その職務を代行する。

第9条 理事長は、常任理事の中から常任理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

2 理事長は会務を処理執行する。緊急事項については、理事長が専決執行することができる。この場合は、次期理事会及び常任理事会で承認を得るものとする。

第10条 副理事長は、常任理事の中から常任理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

第11条 常任理事は、理事の中から理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

第12条 理事は、地区選出及び学識経験理事とし、その総数は30名以内とする。

ただし、学識経験理事の数は、地区選出理事数を越えることはできない。

2 地区選出理事は、各地区小学生バレー ボール連盟等の推薦により、評議員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

3 学識経験理事は、会長・副会長及び理事長で人選し、評議員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

4 理事は、理事会の構成員となる。

第13条 監事は、常任理事会で推薦し、評議員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

2 監事は、会計を監査する。

第14条 評議員は、本連盟に加入する県内の各地区小学生バレー ボール連盟から推薦された者とし、会長がこれを委嘱する。

各地区小学生バレー ボール連盟から推薦される評議員数は、2名とし、理事が評議員を兼ねることができる。

2 評議員は、評議員会の構成員となる。

## 第6章 会議

第15条 本連盟には、次の会議を置く。

1 評議員会

2 理事会

3 常任理事会

第16条 評議員会は、本連盟の全役員をもって構成し、毎年1回以上開催する。

2 評議員会は、会長が招集し議長となる。

3 評議員会は、次の事項を審議決定する。

1 事業計画及び事業報告

2 予算及び決算

3 役員の決定

4 規約の改正

5 その他重要な事項

第17条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要なとき招集し議長となる。

3 理事会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定する。

4 理事会は、本連盟の重要事項を審議する。

第18条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、会長が招集し、理事長が議長となる。
- 3 常任理事会は、本連盟の基本事項を企画立案する。

## 第7章 委員会

第19条 本連盟には、次の委員会を置く。

- 1 総務委員会
  - 2 指導普及・強化委員会
  - 3 競技委員会
  - 4 審判委員会
  - 5 ソフトバレー ボール委員会
  - 6 コンプライアンス委員会
  - 7 その他、必要に応じて委員会を置くことができる。
- 2 委員会は、本連盟の事業を遂行するために必要な事項を分担し、常任理事会の承認を得て処理執行する。
- 3 委員会には、次の役員を置く。
- |        |     |      |     |
|--------|-----|------|-----|
| 1 委員長  | 1名  | 3 委員 | 若干名 |
| 2 副委員長 | 若干名 | 4 主事 | 1名  |

## 第8章 加盟登記

第20条 本連盟への加盟については、別に定める。

## 第9章 会計

第21条 本連盟の経費は、次のものをもってあてる。

- 1 県内バレー ボール団体等の分担金（登録料）
- 2 岩手県バレー ボール協会及び公共団体等から交付される補助金。
- 3 事業収益
- 4 寄付金
- 5 その他

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第23条 本連盟の予算は、常任理事会で編成し、評議員会で審議決定する。

また、決算は、監事の監査を経て評議員会の承認を得なければならない。

## 付則

- 1 本連盟の規約施行について必要な細則は、常任理事会において定める。
- 2 本連盟の事務局は、理事長の定めるところに置く。
- 3 本規約は、1981年4月1日から施行する。
- 4 1992年4月19日、一部改正。
- 5 2003年4月29日、一部改正。
- 6 2008年4月26日、一部改正。
- 7 2014年7月6日、一部改正。
- 8 2023年4月23日、一部改正。